

鹿児島市「生涯活躍のまち」形成事業主体募集要項の概要

「事業主体」の募集

- 生涯活躍のまち形成事業の実施に当たっては、官民が適切に役割分担を行うとともに、連携して取り組むため、本市「生涯活躍のまち」構想・基本計画（以下「構想等」という。）を踏まえ、事業計画（案）を作成・提案し、本市が決定した事業計画に基づき、事業の運営推進機能を担う事業主体を募集する。

1. 事業主体の位置付け（募集要項3-1) p.2)

- 構想等を推進するため、中心的な役割を担い「生涯活躍のまち」形成に取り組む民間事業者を「事業主体」として選定する。
- 事業主体には、本市のまちづくりに関わる各種団体、地域住民、移住者、民間事業者及び本市と連携して、構想等が提供することを目指す機能の形成を図り、それに応じた各種サービスを提供するための枠組みの構築が求められる。
- また、持続可能なまちづくりに向け、将来的には、枠組みの自立化・自走化を進めることが求められる。

2. 基本協定の締結（募集要項3-2) p.2)

本市は、選定された事業主体と、事業の推進に向けた協定（以下、総称して「基本協定」という。）を締結することとし、基本協定の期間は、締結日（令和2年12月下旬を予定）から令和4年3月末までとする。

3. 事業主体として選定された場合に期待される効果等（募集要項3-3) p.3)

事業主体として選定された場合に期待される効果等は、次のとおり。

- ① 事業の推進、運営に当たって、予算の範囲内において下表の支援（補助金）を受けられること。

補助金の種別	補助率等
地域交流拠点の施設整備に係る経費に対する補助金	補助率 1/2、上限額 1千万円
コーディネーターの配置等、地域交流拠点の運営体制の構築に係る経費に対する補助金	補助率 1/2、年間上限額 500万円
移住者に対する支援プログラムの開発・サービス提供体制の構築に係る経費に対する補助金	補助率 1/2、1事業あたり上限額 250万円

- ② ハローワークと連携した就労機会の提供や大学と連携した生涯学習機会の提供、移住を斡旋するNPO法人と連携した移住希望者への情報発信など、各種サービス提供の検討に際し、本市が関係団体との橋渡しをすることにより、スムーズな協議が期待できること。
- ③ 行政と連携した事業であることにより、移住者に対する周知広報等に当たって入居促進の効果が期待できること。

4. 担う役割（募集要項3-4) p.3,4)

事業主体が担う役割は、次のとおりとする。

- ① 「生涯活躍のまち」に求められる機能を備えること。
- ア 住まい
中高年齢者等向けの居住環境を確保するとともに、大都市圏等からの移住者への移住時・移住後のサポートや、お試し居住・二地域居住などによる移住促進を支援すること。
- イ 医療・介護
移住者が安心して生活するため、市内の医療・介護機関との連携を図ること。
- ウ 介護予防・生活支援
移住者の希望に応じた健康づくりや就業、生涯学習など社会的活動への参加によって、健康でアクティブに生活するための各種プログラムを提供すること。
- エ 社会参加・交流
地域交流拠点の設置、見守り・通報などIT環境の整備等による子どもや若者など多世代との交流・協働や地域貢献ができる環境づくりを行うこと。
- オ 全体をマネジメントする機能
移住者の生活に係るサービス全般の管理・調整を行うコーディネーターの配置などによる移住者支援を行うこと。また、移住者が主体的にコミュニティづくり等について話し合う「運営協議会」を設立、運営すること。
- ② 事業主体として選定後は、官民連携による『鹿児島市「生涯活躍のまち」推進会議（以下「推進会議」という。）』に参画し、関係者間での連携事業の可能性や取組のあり方等についての意見交換会等を開催すること。
- ③ 事業計画の開始年度は、令和2年度とする。

5. 事業の運営（募集要項3-5) p.4)

- 事業主体は、サービスの提供等により得られる運営収益により各種事業を行うこととする。なお、本募集要項に基づく提出書類（収支予算書）において、収入に本市からの支援は考慮しないこととする。
- 事業の推進、運営に係る費用への補助金の充当等については、その段階において、別途、本市と協議するものとする。

6. 提供するサービス内容の取扱い（募集要項3-6) p.4)

事業環境の変化等により、事業途中において提供するサービス内容を変更する必要がある場合は、本市と協議すること。

7. 法令等の遵守（募集要項3-7) p.4)

構想等を推進するに当たり、必要とされる関係法令等を遵守すること。